

## 漁業収入安定対策事業実施要綱

22水漁第2322号	平成23年3月29日	制定
23水漁第2054号	平成24年4月6日	一部改正
25水漁第64号	平成25年5月16日	一部改正
25水漁第1813号	平成26年3月20日	一部改正
26水漁第1291号	平成27年2月3日	一部改正
26水漁第1677号	平成27年4月9日	一部改正
28水漁第1641号	平成29年3月28日	一部改正

農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

近年、我が国周辺水域における水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種も多く、総じて厳しい状況にあることや、燃油等価格の急激な変動等により、漁業経営は不安定な状況にある。

このため、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）に基づき実施する漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の積極的な回復や維持を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図ることを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業の実施主体は全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）とする。

### 第3 漁業収入安定対策事業

#### 1 内容

##### (1) 漁業共済資源管理等推進特別対策事業

漁済連は、2に規定する要件を満たす共済契約ごとに、当該共済契約を締結する漁業者が負担する純共済掛金から法第195条第1項に基づく純共済掛金への補助を差し引いて得た金額に2分の1（ただし、別紙1に掲げる共済区分については、補助率の欄に掲げる数値）を乗じて得た金額を、当該漁業者に対し補助するものとする。

##### (2) 資源管理等推進収入安定対策事業

漁済連は、2に規定する要件を満たす共済契約ごとに、当該共済契約を締結する漁業者と資源管理等推進収入安定対策事業の契約を締結するとともに、併せて、積立金を徴収するものとし、共済契約期間終了時に漁獲共済については減少した漁獲金額、養殖共済及び特定養殖共済については減少した生産金額を補填するために国と漁業者が拠出した積立金から交付するものとする。

#### 2 加入要件

漁業共済資源管理等推進特別対策事業及び資源管理等推進収入安定対策事業の対象となるのは、次に掲げる要件の全てを満たす漁業者とする。

(1) 資源管理・漁場改善要件

漁業者が締結する共済契約の漁業種類に対応する資源管理計画又は漁場改善計画に参加していること。

この「資源管理計画」とは、水産庁長官が別に定めるところにより、国又は都道府県が今後の水産資源管理の方向を示す基本的指針として作成する資源管理指針（都道府県作成の指針にあつては、国との協議が整ったものに限る。）に基づき、漁業者が行う自主的資源管理措置等を定めたものであつて、その内容につき国又は都道府県の確認を受けたものをいう。

この「漁場改善計画」とは、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条の規定に基づき、都道府県知事等の認定を受けた漁場改善計画のうち、適正養殖可能数量が設定されているもの（別紙3で定める基準に基づき水産庁長官の認めた魚種においては、当該基準に基づき適正養殖可能数量が設定されているものに限る。）をいう。なお、漁業収入安定対策事業の加入申請を行う時点で、当該適正養殖可能数量が設定された漁場改善計画の認定を申請している場合には、当該適正養殖可能数量が設定されているものとみなすが、漁業共済の責任期間開始日までに都道府県知事の認定を受けていなければ、漁業収入安定対策事業への加入は取り消されるものとする。

(2) 漁業共済の加入要件

漁業共済へ実質加入すること。

この「実質加入」とは、漁業共済の契約割合が、漁獲共済における第1号漁業、合計トン数20トン未満漁船漁業並びに小型定置漁業、養殖共済におけるいかだ台数が30台未満の真珠養殖業及び特定養殖共済におけるいかだの台数が20台未満の真珠母貝養殖業で40%以上、漁獲共済における合計トン数100トン以上の漁船漁業で20%以上、それ以外の場合は30%以上であり、かつ、当該契約における契約方式が地震等限定填補方式以外であるものをいう。

3 加入手続等

(1) 漁業共済資源管理等推進特別対策事業

漁業共済資源管理等推進特別対策事業の加入申請は、漁業共済の契約の申込みと併せて、漁業共済資源管理等推進特別対策事業に係る申込みを漁業共済組合を經由して漁済連に行うこととする。

(2) 資源管理等推進収入安定対策事業

ア 加入申請

資源管理等推進収入安定対策事業に係る積立契約（以下第3において「積立契約」という。）の加入申請は、漁業共済の契約の申込みと併せて、資源管理等推進収入安定対策事業に係る積立契約申込書を漁業共済組合を經由して漁済連に提出して行うこととする。

イ 積立金の額の算出

(ア) 漁獲共済又は特定養殖共済の加入漁業者の場合

① 積立可能額

個別の共済契約ごとに、積立基準金額（共済限度額を共済限度額率で除して得た金額とする。千円未満切り上げ。以下同じ。）と共済限度額との和の2分の1の金額（以下「払戻判定金額」という。）と、共済限度額との差額に4分の1を乗じた金額（1万円未満切り捨て）とする。

ただし、別紙2で定める基準を満たすものとして資源管理指針において定められている漁業種類に係る共済契約における払戻判定金額は、共済限度額に、積立基準金額と共済限度額との差額に4分の3（定置網漁業（太平洋クロマグロ未成魚漁獲量の大幅削減に取り組むものに限る。）に係る共済契約にあつては5分の4）を乗じて得た金額を加えた金額（以下「強度資源管理タイプ払戻判定金額」という。）とする。

② 強度資源管理タイプ払戻判定金額の特例

①の規定にかかわらず、大中型まき網漁業（太平洋クロマグロ未成魚漁獲量の大幅削減に取り組むものに限る。）に係る共済契約にあつては、強度資源管理タイプ払戻判定金額が以下により算出される下限額を下回る場合は、当該下限額を強度資源管理タイプ払戻判定金額とする。

強度資源管理タイプ払戻判定金額の下限額

＝前回契約における強度資源管理タイプ払戻判定金額×100分の96.6

③ 積立金の決定

加入しようとする漁業者は、積立可能額の範囲内の金額（1万円単位）を積立金と決定するものとする。

(イ) 養殖共済の加入漁業者の場合

① 積立可能額

個別の共済契約ごとに、漁協の区域又は都道府県の区域ごとに水産庁長官が別に定める出荷価格（以下「標準出荷価格」という。）に、加入者の当該年の養殖数量に水産庁長官が別に定める1尾あたり出荷重量（以下「標準目回り」という。）を乗じて得た重量を100分の95で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た金額の4分の1の金額を積立可能額とする。

ただし、別紙3で定める基準を満たす共済契約（以下「強度漁場改善タイプ契約」という。）においては、対象魚種ごとに水産庁長官が別途定める期間において、個別の強度漁場改善タイプ契約ごとに、標準出荷価格に、加入者の当該年の養殖数量に標準目回りを乗じて得た重量を100分の90で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の15を乗じて得た金額の4分の1の金額を積立可能額とする。

② 積立金の決定

加入しようとする漁業者は、積立可能額の範囲内の金額（1万円単位）を積立金と決定するものとする。

ウ 積立金の拠出

(ア) 積立金の拠出手続

- ① 漁済連と積立契約を締結した者(以下第3において「積立契約者」という。)は積立契約期間開始日の前日までに、積立金の拠出に係る口座振替の手続を完了しなければならない(特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。)
- ② 積立契約者は定められた期日までに、漁済連に決定した積立金の全額((イ)の規定により分割拠出をする場合にあっては、その第1回の拠出金額)を積立金として拠出しなければならない。この場合において、積立契約期間開始日の前日までに積立金の金額を確定できないときは、積立契約の定めるところにより定める概算金額((イ)の規定により分割拠出を行う場合にあっては、その第1回の拠出金額)によりこれを積立金として拠出しなければならない。
- ③ 2年目以降については、積立金に残額がある場合には、積立決定額とその残額との差額を同様の手続により拠出するものとする。

(イ) 積立金の分割拠出

- ① 積立金を分割拠出する場合には、その第1回の拠出金額は、積立金の金額の8分の1以上とする(特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。)。ただし、(ア)の②の規定により、積立金の拠出を概算金額をもって行う場合には、その概算金額の8分の1以上とする(特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。)
- ② 積立契約者は、①により積立金を分割拠出する場合には、積立金の金額からその第1回の拠出金額を差し引いて得た金額を積立契約期間の3分の2を経過する日までの範囲内において、積立契約の定める日までに拠出しなければならない(特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。)

エ 積立金の払戻し

(ア) 漁獲共済又は特定養殖共済の加入漁業者の場合

積立契約期間終了時に、共済契約と併せてその年の漁獲金額(特定養殖共済の場合は生産金額とする。以下(ア)において同じ。)の認定を行い、漁獲金額が払戻判定金額を下回った場合、払戻判定金額から漁獲金額(漁獲金額が共済限度額を下回る場合は共済限度額とする。以下同じ。)を差し引いた金額の4分の1と積立金のいずれか低い額(1万円単位)の4倍を漁業経営安定対策基金(以下「基金」という。)から支払うものとする。ただし、支払に不足を生じるときに限り金額を削減することができるものとする。

(イ) 養殖共済の加入漁業者の場合

積立契約期間終了時に、漁協の区域又は都道府県の区域ごとに水産庁長官が別に定める当該年の出荷価格(以下「当該年出荷価格」という。)に当該年の出荷重量を乗じて得た金額(以下「当該年出荷金額」という。)が標準出荷価格に当該年の出荷重量を100分の95で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の90を乗じて得た金額(強度漁場改善タイプ契約については、第3の3の(2)のイの(イ)の①の水産庁長官が別途定める期間においては、標準

出荷価格に当該年の出荷重量を100分の90で除して得た重量を乗じて得た金額に100分の95を乗じて得た金額。以下「払戻判定出荷金額」という。)を下回った場合、払戻判定出荷金額から当該年出荷金額を差し引いた金額の4分の1と積立金のいずれか低い額(1万円単位)の4倍を基金から支払うものとする。ただし、支払に不足を生じるときに限り金額を削減することができるものとする。

オ 積立金の払戻しの調整

払戻しに該当する場合であって、積立契約者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、払戻しの減額の調整を行うことができるものとする。

4 資源管理計画の履行確認等

資源管理計画の内容の履行及び漁場改善計画における適正養殖可能数量の遵守についての確認は、国に設置される資源管理協議会及び都道府県に設置される資源管理協議会(資源管理体制高度化推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26水管第2763号農林水産事務次官依命通知)第2に記載する資源管理協議会をいう。)において、定期的に行うこととする。

5 契約の解除等

(1) 補助相当額の返還等

漁済連は、漁業収入安定対策事業に加入する漁業者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該漁業者から、期限を定めて、漁業共済資源管理等推進特別対策事業による補助相当額を返還させるとともに、積立契約を解除し、積立金を取り崩し当該漁業者に返還するものとする。また、次に掲げる場合に該当することとなった時点で対応する積立契約における積立金の払戻しが行われている場合には、払戻額から積立金を差し引いた額を返還させることとする。

ア 4の履行確認の結果、資源管理計画等を履行していないことが確定した場合

イ 資源管理計画に関連する漁業法令に違反(漁業共済の契約期間内における違反行為に限る。)していることが確定した場合

ウ 加入に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合(ただし、3の(2)のオにより積立金の払戻しの調整を行った場合は除く。)

(2) 漁業者が返還に応じない場合の措置

漁業者が(1)の返還に応じない場合には、漁済連は、当該漁業者に対し、以後の漁業収入安定対策事業への加入の拒否、以後の漁業者に支払われる共済金の支払の停止、以後の漁業者に払い戻される積立金の払戻しの停止等の措置を講ずることとする。

(3) 漁業法令の違反に関する報告

ア 漁業者は、国又は都道府県による(1)のイに規定する違反を理由として逮捕され又は取調べを受けた場合には、直ちに所属する漁業協同組合にその旨を報告することとする。

イ 漁業者は、当該違反に係る処分を受けること又は受けないことが確定した時点で、当該漁業協同組合にその旨を報告することとする。

ウ 漁業者がア及びイに規定する報告を行わなかった場合、漁済連は当該漁業者に対し、当該処分に対応する共済契約に係る次年度の漁業収入安定対策事業への加入を拒否することとする。

(4) その他

(1)に掲げる場合のほか、資源管理等推進収入安定対策事業に加入する漁業者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、漁済連は当該漁業者との積立契約を解約し、積立金を取り崩し加入契約者に返還するものとする。

ア 積立契約者が契約期間の中途において、契約の解約を申し出た場合

イ 積立契約者が契約期間の中途において、積立金の返納を申し出た場合（特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。）

ウ 積立契約者が積立金又は共済掛金を定められた期日までに納付しなかった場合（特別な事由があるとして、漁済連が認める場合を除く。）

#### 第4 基金の造成及び管理

1 漁済連は第3の1の(1)及び(2)に定める事業の実施に充てるため、この事業を実施する期間において、国の補助金及び加入契約者からの拠出金によって基金を造成するものとする。

2 漁済連は、基金を次により管理及び運用するものとする。

(1) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会、同法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合であって都道府県の区域を範囲とするもの、農林中央金庫又は銀行への預貯金

(2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本が保証されているものに限る。）

(3) 国債、地方債、その他の有価証券（元本が保証されているものに限る。）

3 漁済連は、基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、第3の1の(1)に定める事業の実施に充てるための漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定及び第3の1の(2)に定める事業の実施に充てるための資源管理等推進収入安定対策事業勘定を設けるものとする。

4 漁済連は、基金造成後に漁業共済資源管理等推進特別対策事業勘定及び資源管理等推進収入安定対策事業勘定の相互間の経費の流用を行う場合には、あらかじめ水産庁長官の承認を受けるものとする。

5 基金の運用から生ずる果実は、当該事業勘定に繰り入れるほか、毎年水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることのできるものとする。

6 漁済連は、基金の管理については、1から5までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

#### 第5 指導監督

1 水産庁長官は、この事業の実施に関して、漁済連及び漁業共済組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。

2 水産庁長官は、第5の1の基金に関して、漁済連に対し、補助金等の交付により造

成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導及び監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

## 第6 報告

漁済連は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第5号により漁業収入安定対策事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。

## 第7 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、漁済連に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 漁済連は、この要綱により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに基金の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、漁済連に残額が生じているときは、漁済連は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額及び基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると農林水産大臣が認めた場合又は農林水産大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、漁済連は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 漁業経営安定対策事業実施要領（平成20年3月31日付け19水漁第3587号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、この要綱の施行前に旧要領の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお従前の例によることとする。
- 3 この要綱による廃止前の漁業経営安定対策事業実施要領第3の2の漁業経営安定対策事業（以下「旧事業」という。）を実施していた漁済連が、この通知の第4の1の（2）の漁業経営安定対策事業（以下「新事業」という。）を実施する場合において、この通知の施行の際、旧事業に基づいて造成された基金の残余は、当該部分を新事業により造成した基金とみなすものとする。

#### 附則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 なお、平成25年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成25年度予算に係るこの要綱に定める漁業収入安定対策事業の条件に合致する運営に必要な事業であれば、補助の対象とすることができる。

#### 附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定により行うこととされている事業については、なお従前の例による。

#### 附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 なお、平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係るこの要綱に定める漁業収入安定対策事業の条件に合致する運営に必要な事業であれば、補助の対象とすることができる。

#### 附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定により行うこととされている平成28年度以



前の予算に係る事業については、なお従前の例による。



(別紙1)

養殖共済

共済区分	補助率
かき（いかだ、はえ縄式養殖施設の幹縄、又はくい打ち式養殖施設の台数が160台以上(注1)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には800台以上。)	0.55
真珠（いかだ、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹の台数が100台以上(注2)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には500台以上。)	0.55
魚類（網いけすの台数が25台以上(注3)。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には125台以上。)	0.55

(注1) 1台の規格は、いかだ49㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄72m、くい打ち式養殖施設99㎡を単位として換算する。

(注2) 1台の規格は、いかだ34㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹60mを単位として換算する。

(注3) 1台の規格は、網いけす50㎡を単位として換算する。

特定養殖共済

共済区分	補助率	
	義務加入	連合加入
のり等（網ひびさく数が6,500柵以上（注4）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には32,500柵以上。）	0.55	0.525
わかめ・こんぶ（はえ縄式養殖施設の台数が500台以上（注5）。）	0.55	0.525
真珠母貝（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が100台以上（注6）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には1,000台以上。）	0.55	0.525
ほたて貝等（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が450台以上（注7）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には2,250台以上。）	0.55	0.525
うに（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が150台以上（注7）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には750台以上。）	0.55	0.525
ほや（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄の台数が740台以上（注7）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には3,700台以上。）	0.55	0.525
特定かき（いかだ又ははえ縄式養殖施設の幹縄又はくい打ち式養殖施設の台数が160台以上（注8）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には800台以上。）	0.55	0.525
くるまえび（養殖池の面数が97面以上（注9）。ただし、共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合の場合には485面以上。）	0.55	0.525

（注4） 1柵の規格は、網ひび22㎡を単位として換算する。

（注5） 1台の規格は、はえ縄式養殖施設の幹縄200m（わかめ）、100m（こんぶ）を単位として換算する。

（注6） 1台の規格は、いかだ34㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄又は竹浮流し式養殖施設の幹竹45mを単位として換算する。

（注7） 1台の規格は、いかだ50㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄100mを単位として換算する。

（注8） 1台の規格は、いかだ49㎡、はえ縄式養殖施設の幹縄72m、くい打ち式養殖施設99㎡を単位として換算する。

（注9） 1面の規格は、養殖池の面積1,000㎡を単位として換算する。

(別紙 2)

### 強度資源管理タイプの基準

強度資源管理タイプの対象は、下記 3 項目を全て満たすと水産庁長官が認めたものとする。

#### 1. 対象魚種について ((1) 又は (2) のいずれか)

##### (1) 以下の①から③までを全て満たす魚種

- ① 重要魚種（統計上、直近 5 か年平均の年間漁獲量が 1 万トン以上かつ生産金額 100 億円以上のもの）であること
- ② 公的機関による資源評価により過去 3 か年中 2 年において低位減少と評価された系群であること
- ③ 一定規模以上の休漁など、他漁業種類よりも強い資源管理を実施することにより早急な回復を図らなければ関係漁業のみならず加工業等地域経済に多大な影響を及ぼすおそれがある系群であること

##### (2) 以下の④から⑥までを全て満たす魚種

- ④ 重要魚種（統計上、直近 5 か年平均の年間漁獲量が 1 万トン以上かつ生産金額 100 億円以上のもの）で、国際的な地域漁業管理機関の管理対象となっている魚種であること
- ⑤ 公的機関による資源評価により減少が危惧されている系群であること
- ⑥ 我が国漁船による漁獲量が当該系群全体の漁獲量の過半を占めており、国際関係上政府が積極的に資源管理に取り組む必要があること

#### 2. 対象漁業種類について

以下の①及び②のいずれも満たすもの（第 1 種共同漁業権に基づくものを除く。）

- ① 対象魚種（上記 1. (1) 又は (2)）を目的採捕する漁業種類
- ② 対象魚種の漁獲量の過半を漁獲していること、若齢魚や産卵親魚を漁獲対象としていること等の事由により強度の管理措置により十分な効果が見込まれる漁業種類

#### 3. 対象管理措置について

対象魚種（上記 1. (1) 又は (2)）の漁獲量の 15%以上の削減又は対象魚種を目的とした漁獲努力量の 15%以上の削減を行うもの。

(別紙 3)

### 強度漁場改善タイプの基準

強度漁場改善タイプの対象は、下記 2 項目をいずれも満たすものとして水産庁長官が認めたものとする。

1 対象魚種について ((1) 及び (2) のいずれも満たすもの)

(1) 平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間の種苗投入尾数の実績値の最大値と最小値を除いた中庸 3 年間の平均を基準として、種苗投入尾数を 10% 以上削減することにより、さらなる養殖漁場の改善が図られる魚種

(2) 養殖生産量が多く、飼料の投与等により生ずる物質のため養殖水産動物の生育に支障が生じ又は生ずるおそれのある魚種

2 対象となる漁場改善措置について ((1) 又は (2) のいずれかを満たすもの)

(1) 上記 1 の対象魚種について、平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間の養殖数量実績値の最大値と最小値を除いた中庸の 3 年間の平均養殖数量を基準値とし、基準値を 10% 以上、下回る数量で養殖を行うもの。

ただし、平成 18 年の数量がない場合は「直近 4 年平均」、平成 19 年の数量がない場合は「直近 3 年平均」、平成 20 年の数量がない場合は「直近 2 年平均」、平成 21 年の数量がない場合は 22 年の実績値を基準値とする。

(2) 上記 1 の対象魚種について、適正養殖可能数量設定要領（平成 24 年 4 月 6 日付け水産庁長官通知 23 水推第 1128 号）に基づき、平成 25 年漁期の適正養殖可能数量を設定した漁場改善計画を策定している場合は、その平成 25 年漁期の適正養殖可能数量を 5% 以上、下回る数量で養殖を行うもの。

(別記様式)

漁業収入安定対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
名称及び代表者の氏名 印

漁業収入安定対策事業実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、下記のとおり平成 年度漁業収入安定対策事業の実績報告書を提出します。

記

(単位：円)

区 分	漁業共済資源管理等推進特別対策事業	資源管理等推進収入安定対策事業	合 計
1. 収 入(a)+(b)+(c)+(d)			
前年度繰越金 (a)			
今年度造成額 (b)			
運 用 益 (c)			
その他の収入 (d)			
2. 支 出 (a)'+ (b)'			
事業費支出 (a)'			
その他支出 (b)'			
次期繰越金 (1 - 2)			